

越前町男女共同参画基本計画  
第2次  
えちぜん男女共同参画プラン  
【改定】



令和3年4月  
越前町

## ごあいさつ

平成28年に「第2次えちぜん男女共同参画プラン」を策定してから5年が経過しました。この間、平成から令和へ元号が移行したことはもちろんですが、熊本地震や北海道胆振東部地震などの大規模地震や台風、大雪、集中豪雨に起因する河川氾濫など自然災害が多発し、令和元年に中国で発生した新型コロナウイルスが全世界を席卷するなどまさに激動の5年間でした。

また、人口減少や少子高齢化が急速に進行し、特に私たちが生活する地方部においては、様々な分野において担い手の高齢化や後継者不足が著しく、地域全体の活力が失われていくことが非常に大きな課題となっています。こういった諸問題に対応していくためには、私たちが生活する社会が豊かで活力ある社会でなければならないことは言うまでもありません。

世界では2015年国連サミットにおいて「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた17の国際目標（SDGs）が示され、全会一致で採択されました。日本では平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています。越前町においても、今年度、全ての町民が夢や希望を持ち、一人ひとりの人生が真に豊かであると実感できる社会を目指すための指針である「第2次越前町総合振興計画」について中間評価を実施しました。

豊かで活力ある社会の構築のためには、地域社会においても働く場においても、男女が互いに尊重し合い個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。その実現に向け、取り組むべき施策の指針となる「第2次えちぜん男女共同参画プラン」について今回中間評価を行い、国連サミットで採択されたSDGsや国による関係法令の理念等に基づいて見直しを行いました。見直しにあたっては、越前町男女共同参画審議会委員の皆様からも貴重なご意見をいただき、今回のプランに反映させていただきました。

今後とも町民の皆様とともに施策に取り組み「一人ひとりが認め合い いきいきと輝くまちえちぜん」を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。結びに、本計画の策定にあたりご提言いただきました越前町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして深く感謝を申し上げます。

令和3年4月

越前町長 青柳 良彦

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 越前町の特性と課題	3
5. 改定の基本的視点	4
6. 基本理念	5
7. 基本目標	6
8. 重点目標	7

## 第2章 計画の内容

1. 計画の体系	9
2. 重点目標の概要と主な施策の内容	11
3. 計画の推進	21
4. 越前町男女共同参画推進体制	22

## 参考資料

資料1 男女共同参画社会基本法	24
資料2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	29
資料3 越前町男女共同参画推進条例	37
資料4 越前町男女共同参画推進条例施行規則	41
資料5 越前町男女共同参画審議会等委員名簿	43
資料6 えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会設置要綱	44
資料7 えちぜん男女共同参画プランにおけるSDGsの取り組みについて	45
資料8 人口の現状・年齢別人口・女性の年齢別労働力率の推移	46
資料9 男女共同参画に関する越前町・福井県・日本・世界の動き	48



## 第 1 章

# 計画の基本的な考え方



## 第1章

# 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成18年4月に期間を10年とする「えちぜん男女共同参画プラン」を策定し、平成19年12月に、男女共同参画都市宣言を実施しました。平成22年4月には「越前町男女共同参画推進条例」を制定し、これらの条例や基本計画に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策を推進してきました。

しかし、男性と女性の役割をそれぞれ固定化する意識は依然として存在していることや、近年、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や女性に対する暴力など新たな課題も顕在化してきています。

こうした状況のもと、「第2次えちぜん男女共同参画プラン」が令和2年度に中間年度を迎えたことや、社会情勢の変化に的確に対応し、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちの実現にむけ、見直しを図るものです。

また、「越前町総合振興計画」において、男女共同参画社会の推進が掲げられており、本町に住み、働き、学ぶすべての人々が主体的に行動し、住民・事業者・行政が協働して取り組むための指針でもあります。

## 2. 計画の位置づけ

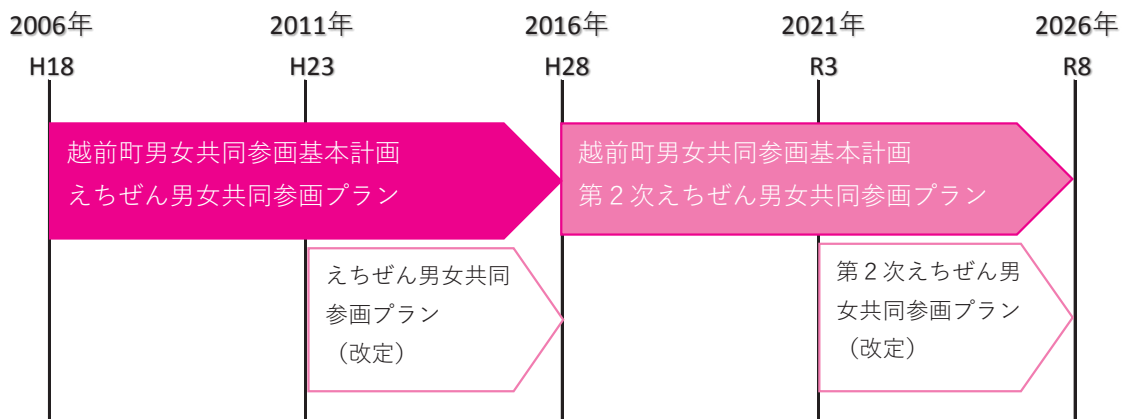
このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び越前町男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。

また、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく越前町における「配偶者等の暴力防止および被害者保護のための基本計画」（市町村基本計画）とします。

## 3. 計画の期間

このプランの計画期間は、平成28年度(2016年)から令和7年度(2025年)までの10年間とします。

なお、主な施策については、令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)までの概ね5年間とし、「越前町総合振興計画」と連動して進めていきます。



## 4. 越前町の特性と課題

本町は海岸部、山間部、平野部からなっており、産業構造や伝統・文化の面においてそれぞれ特色を持っています。

世帯構成としては、三世同居世帯が約3割を占め、働き手を嫁にもらうという旧来からの意識も背景と考えられ、女性が外で働くことについては比較的寛容です。そのため、近年核家族化が進む中であっても、本町における女性の労働力は高く、家庭や社会の中で経済的、社会的責任の一端を担っています。

また、本町の女性は、町の基幹産業である農業や水産業、商工観光業の担い手としても重要な役割を果たしています。高齢化が急速に進む中、町の活性化に向けて女性のより一層の活躍が求められていますが、地域社会の中に性別による役割分担意識が根強いため、組織等の方針決定の場への女性の参画が進みにくい状況にあります。

女性が社会参画するためには、仕事と生活の両立を応援する職場環境づくりと男女がともに家事や育児等に携わる家庭環境づくりが重要です。今後は、仕事と生活の調和の実現に向け、職場においては、勤務時間の弾力化や労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを推進するとともに、家庭生活においては、男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成を図る必要があります。

そして、男女の性別に関わらず人権を尊重し、相手に対する思いやりを持つことは男女共同参画社会の形成を目指す上で最も重要です。女性や子ども、高齢者、障がい者などに対する暴力を防止・根絶し、女性が安心して子どもを産み育て、町民がいきいきと暮らせる地域づくりへの取り組みが求められています。



## 5. 改定の基本的視点

計画の策定に際しては、条例における基本理念に基づき、社会情勢の変化をふまえ、次の視点で作成しています。

### (1) 男女の人権の尊重

一人ひとりの個性や能力を十分に発揮して生きるためには、男女が互いに認め合い、尊重し合うことが不可欠です。個人としての尊厳を保ちながら、男女がともに多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の形成のために、あらゆる場面において「人権」が尊重されることが必要です。

### (2) 女性の活躍推進に向けた取り組み

地域の魅力を高め、誇りのもてるまちづくりにおいて、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠です。女性があらゆる分野に参画し、能力を発揮できるよう支援すると共に、仕事と家庭生活やその他の社会生活を両立できるよう、女性が活躍できる環境づくりが必要です。

### (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

女性の活躍を推進していくためには、働きたい女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることが重要です。特に男性の長時間労働を前提とした現在の働き方は、結果として、家事・育児・介護等による女性の負担が増える一因となっています。

テレワーク等への転換等、これまでの働き方を見直し、男女がともに自らの希望に応じた形で、職業生活と家庭生活の両立を図るために、行政と企業がより一層の連携をとることが重要です。

### (4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点の導入

SDGsとは「誰一人飢えさせない、誰一人取り残さない」ことを目指す目標です。このような目標は社会のためだけでなく、家族の幸せのために重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちは病気や失業と無縁ではないことに気づかされました。家族の誰かが働けなくなっても、皆で介護や家事を分担すれば、皆が自分らしく活躍することができます。

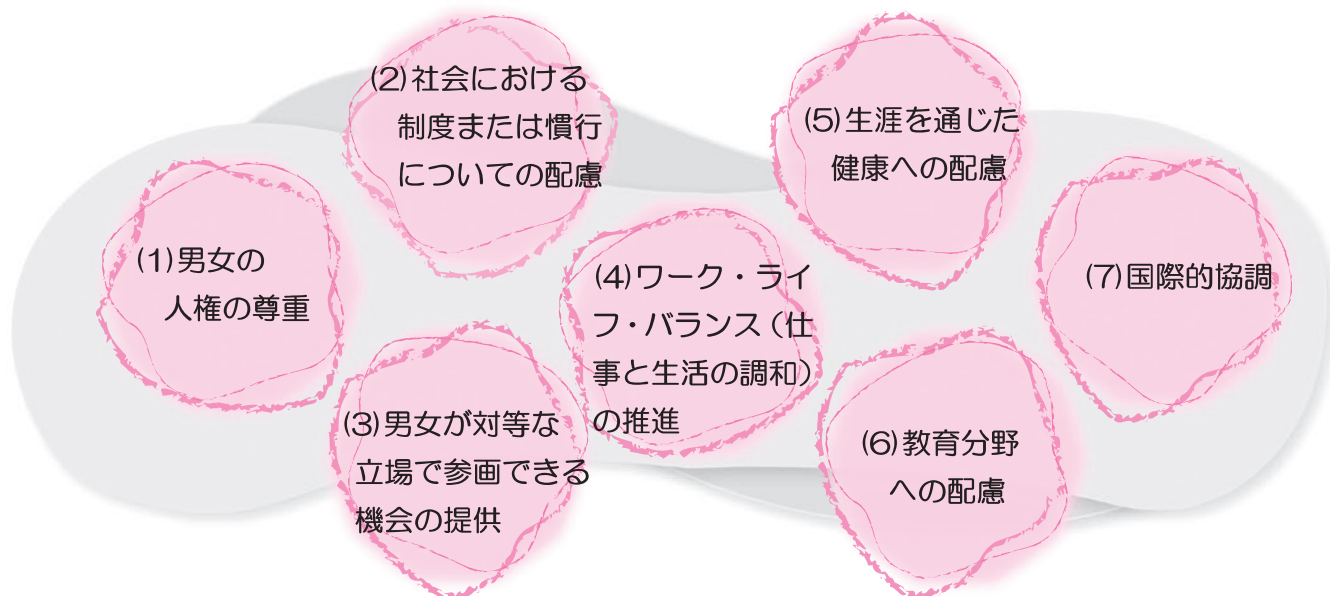
「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、老若男女に関わらず働きやすい地域を作っていくことが重要となります。



## 6. 基本理念

本計画は、条例の理念に基づき進めるものとします。

### 【推進するための7つの基本理念】



(1) 男女の人権の尊重	男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
(2) 社会における制度または慣行についての配慮	社会で活動を行う上で、性別による役割分担や習慣等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
(3) 男女が対等な立場で参画できる機会の提供	あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	子育てや介護などの家庭の事情に配慮しながら、働きたい人が働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識高揚を図ること。
(5) 生涯を通じた健康への配慮	男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
(6) 教育分野への配慮	あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
(7) 国際的協調	男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。





## 7. 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念であり、越前町における男女共同参画の第一の基本理念である「男女の人権の尊重」は、越前町の目指す男女共同参画社会の実現にとって、もっとも重要な考え方です。

町民一人ひとりの意識に「男女の人権の尊重」が深く浸透し、互いを認め合う豊かな心が生まれ、行動することが大切です。これにより、性別に関わりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を十分に発揮することができ、かつ誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる、活力あふれる男女共同参画社会の実現につながります。

「人が輝く住民主体のまちづくり」をめざして、“認めあい 男女の心を つなぐまち”をキャッチフレーズに推進するとともに、基本目標を次のとおり定めます。

一人ひとりの人権が尊重され、

◇誰もが多様な生き方が選択でき、個性や能力を發揮して活躍できる社会づくり

◇ともに築き、ともに育み、ともに参画し、安心して暮らすことができる社会づくり



## 8. 重点目標

基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の9つの「重点目標」を設定します。

1.家庭・地域での慣習の見直しと意識改革

2.政策・方針決定の場への女性の参画拡大

3.ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

4.農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現

5.ともに思いやる健康づくり

6.誰もが安心して暮らせる環境の整備

7.あらゆる暴力の根絶

8.多様な選択を可能にする教育・学習の充実

9.国際理解と協力の推進



## 第2章

### 計画の内容

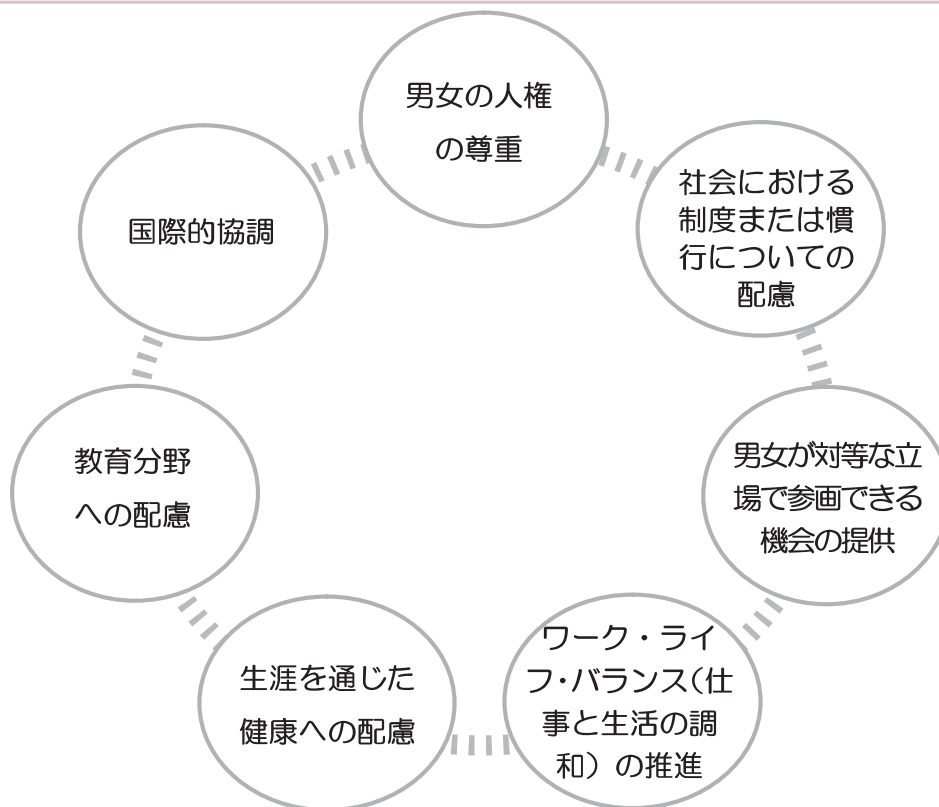


## 第2章

## 計画の内容

## 1. 計画の体系

## 推進するための7つの基本理念



## 基本目標

- 一人ひとりの人権が尊重され、
- ◇誰もが多様な生き方が選択でき、個性や能力を発揮して活躍できる社会づくり
  - ◇ともに築き、ともに育み、ともに参画し、安心して暮らすことができる社会づくり



重点目標		施策の方向
1	家庭・地域での慣習の見直しと意識改革	男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しと啓発活動の推進
		男女がともに参画する地域づくりの推進
		家庭生活における男女共同参画の促進
2	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	町の政策・方針決定の場への女性の参画の促進
		地域の方針決定の場への女性の参画の促進
3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		多様な働き方を可能にするための就業条件・環境の整備
		両立のための子育て・介護等の支援
		女性のエンパワーメント*の促進と再チャレンジ支援
4	農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現	女性の主体性が生かせる就業条件や環境の整備
		方針決定の場への女性の参画促進
5	ともに思いやる健康づくり	生涯を通じた健康づくりの推進
		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する意識の浸透
		健康をおびやかす問題についての対策の推進
6	誰もが安心して暮らせる環境の整備	高齢者が住み慣れた環境で安心して暮らせる介護支援体制の充実
		高齢者の社会参加の促進
		障がいのある人が自立できる生活の支援
		ひとり親家庭に対する支援の充実
		男女の特性、視点を生かした暮らしの安全確保
7	あらゆる暴力の根絶	暴力等の防止に向けた啓発
		被害者に対する相談・支援体制の推進
8	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	男女の共生と自立を図る学校教育の推進
		男女共同参画を進める生涯学習の推進
		メディア・リテラシー*の向上
		性的少数者（LGBT）への配慮
9	国際理解と協力の推進	国際的な視野を持った住民の育成
		町内に在住する外国人との交流や支援
計画の推進	1	町における推進体制の整備と充実
	2	あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映
	3	男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供
	4	関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化

※については、次頁以降の本文に解釈あり



## 2. 重点目標の概要と主な施策の内容

### 重点目標1 「家庭・地域での慣習の見直しと意識改革」

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

地域には、昔からの様々な慣習やしきたりがあり、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきました。しかし、男女共同参画の視点から見た場合、その多くが固定的性別役割分担意識が影響し、結果的に男女に中立に機能していないものがあります。それは、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げ、男女共同参画社会のまちづくりの実現を妨げる大きな要因となるものです。

地域における組織が、世帯単位の慣習や、性別による固定的性別役割分担意識に基づき運営されると、少子高齢化に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や高齢者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域づくりへの参加を阻む要因ともなります。SDGsの目標「誰一人取り残さない」社会を実現するためにも、老若男女に関わらず活躍できる社会の形成が求められます。

このようなことから、家庭・地域において男女共同参画意識のさらなる向上を図るとともに、男女がお互いを思いやり、力を合わせた地域づくり活動を推進することが必要です。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しと啓発活動の推進	区長会等を通じて地域への啓発を推進し、男女共同参画に対する理解を広め、各区において実施する事業や行事の中での慣習やしきたりについて、男女共同参画の視点から見直しを進める。	男女共同参画・人権室
2	男女がともに参画する地域づくりの推進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女年代を問わず参画する地域づくりを促進する。	男女共同参画・人権室
3	家庭生活における男女共同参画の促進	家事・育児・介護・家庭の行事（法事など）等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女の参画を促進する。	男女共同参画・人権室



## 重点目標2 「政策・方針決定の場への女性の参画拡大」

社会の構成員の約半数は女性であり、その女性の意見や考えを政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に反映させることは、女性だけでなく男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものです。

しかし、本町の政策・方針決定に関わる行政や議会、審議会等における女性の参画の割合は低く、また、地域における方針決定の場への参画もまだまだ不十分な状況にあります。

多様な意思が政治や地域の政策・方針決定に公平公正に反映され、全ての人々が均等に利益を享受するためには、女性の参画は重要です。そのためにも関係機関や団体と連携しながら、女性の人材を育成し、女性自身の意欲を高め、各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション<sup>\*1</sup>）の実行を通じて、女性の参画しやすい状況を整えることが重要となります。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	町の政策・方針決定の場への女性の参画の促進	町の各種審議会等への女性の登用を積極的に進め、令和7年度末までの早い時期に33%以上とする。	総務課 各課 男女共同参画・人権室
		女性職員の活躍を支援するため研修の機会を設け、意欲と能力のある女性を管理職へ積極的に登用する体制づくりに努める。	総務課 男女共同参画・人権室
2	地域の方針決定の場への女性の参画の促進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、各団体や町内会での総会等に女性が参加しやすい環境づくりを促し、女性の参画拡大を図る。	総務課 男女共同参画・人権室

※1 ポジティブ・アクション 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。



### 重点目標3 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進

働くことは、一人の人間として経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つです。

本町女性の就業率は高く、一家の労働力・経済力として重要な役割を果たしています。しかし、家事・育児・介護等は女性が担うべきものという社会通念の中で、男性同様の役割を職場で期待されることは身体的にも精神的にも負担が大きくなります。その結果として女性が仕事を休んだり、辞めたりすることが多くなり、給与や昇格など待遇の面で男女の格差を生む要因の一つになっています。

働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できるようにするためには、育児・介護休業制度等を利用しやすい環境を整えることが必要です。さらに、男性の子育て・介護等への参画の実現や、町民の需要に応じた保育・介護サービスの整備など、社会全体で育児や介護を支援していくことが必要です。

加えて一人ひとりの生き方・働き方が多様化する中で、仕事と家庭生活や趣味・ボランティア活動等その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送れるようにすることが大切です。そのためには、就業時間や雇用形態における選択肢を増やすなど、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現が求められているとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

特に近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、女性のエンパワーメント<sup>\*2</sup>を高め、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることも重要です。







施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法の啓発と取り組みの推進を図る。	総務課 就労支援室
2	多様な働き方を可能にするための就業条件・環境の整備	事業所に対し、年次有給休暇を含めた各種休暇を利用しやすい環境づくりや長時間労働の是正などを呼びかけ、就労者に対し、育児・介護休業制度の周知徹底を図るとともに利用を促す。	総務課 就労支援室
		パートタイム労働法の趣旨や内容の周知に努めるとともに、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方に関する情報提供に努める。	総務課 就労支援室
3	両立のための子育て・介護等の支援	「特定事業主行動計画」を策定し、範を示す。	総務課 男女共同参画・人権室
		「一般事業主行動計画」の策定と、子育て・介護への配慮を呼びかける。	商工観光課
		「越前町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援の充実を図り、働きながら安心して産み育てられる環境整備・情報提供を行う。	福祉課 子育て世代包括支援センター
		働きながら安心して介護ができる体制の充実を図る。	福祉課 健康保険課
		男性の子育て・介護への参画を図る。	福祉課 子育て世代包括支援センター 男女共同参画・人権室
4	女性のエンパワーメント*2の促進と再チャレンジ支援	女性が様々な分野に意欲的に参画することができるよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメント*2を促進するとともに、子育て中の女性に対する就業相談、求人情報提供等に努める。	就労支援室 生涯学習課 男女共同参画・人権室

※2 エンパワーメント 本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。



## 重点目標4 「農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現」

本町の基幹産業のひとつである農林水産業や商工観光業等に携わる女性が、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして経営に参画していくことができる社会の形成が求められています。

そのためには、女性の就業条件や作業環境を整備し、農業委員や各種団体・組合等の方針決定過程の場への女性の参画を促進する必要があります。

また、魅力的な仕事の場など女性の活躍の場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住へとつながります。越前町の資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などによる地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠です。今後、過疎化、高齢化の進展が予想される本町において、女性の主体性を生かし、能力発揮の機会を提供することは、生き生きしたまちづくりに欠かすことはできません。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	女性の主体性が生かせる就業条件や環境の整備	女性の主体性が生かせるよう就業条件や労働環境を整備し、快適に働ける環境を整える。	就労支援室 農林水産課 <small>男女共同参画・人権室</small>
		固定的な性別役割分担意識の見直しを働きかけ、積極的に取り組む女性を支援する。	就労支援室 農林水産課 <small>男女共同参画・人権室</small>
2	方針決定の場への女性の参画促進	産業活性化にむけて女性の視点が反映されるよう、方針決定の場への女性の参画を働きかける。	商工観光課 農林水産課 <small>男女共同参画・人権室</small>



## 重点目標5 「ともに思いやる健康づくり」

生涯にわたって、心身ともに健康でゆとりある生活を送ることは、全ての人の望みであり、自立して生きていくための基本的要件ともいえます。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理を行えるよう、健康教育や相談体制の整備を図るなど、主体的に行動し健康でいられるよう支援することが必要です。

特に、女性の身体は、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面するため、生涯を通じた健康支援が求められます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>\*3</sup>の視点に立って、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合い、お互いの心身を尊重し合う、思いやりの意識を幼少期から育てていくとともに、正しい知識と情報を提供していくことが重要です。

また、近年では心の健康づくりも重要な課題となっています。自身の生活や地域の様子に関心を持つなど、一人ひとりのやさしい気遣いと地域ぐるみでの協力が必要となっています。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	生涯を通じた健康づくりの推進	健康診査体制の充実を図るとともに、予防対策に関する正しい情報を提供することで、町民の健康づくりを促進する。	健康保険課
		食育を通じた健康づくりを推進する。	健康保険課 農林水産課
		生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備し、町民の健康づくりを促進する。	スポーツ振興課
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ <sup>*3</sup> に関する意識の浸透	妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性自身が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	子育て世代包括支援センター
		男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、学校教育において性教育、健康教育を行う。	学校教育課
3	健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症の予防と正しい理解を図る。	健康保険課
		飲酒・喫煙の害および薬物乱用防止について啓発し、町民の理解を深める。	健康保険課
		新型コロナウイルス等、新たな感染症の発生時において迅速に情報を提供する。	健康保険課

※3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもを何人産むか、または産まないかなどを当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。



## 重点目標6 「誰もが安心して暮らせる環境の整備」

本町の65歳以上の高齢者の割合は平成27年以降には3割を超えており、国や県に比べて高齢化が進んでいる状況です。

肉体的にも経済的にも負担が大きい老老介護の増大が予測される中、その負担を家族とりわけ女性に偏らせることなく、地域全体で支えるという意識の醸成を図るとともに、多様化するニーズに的確に対応できる介護体制の整備や充実が求められています。

また、ひとり親家庭、障がいのある人、高齢単身者などは厳しい生活環境や雇用環境におかれやすい状況にあります。個々の生き方に沿った切れ目のない支援が必要であり、ノーマライゼーション\*<sup>4</sup>の理念に基づき、障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、社会の重要な一員として、共に生きていける社会づくりを目指して、福祉インフラの整備や充実も求められています。

なお、災害が発生すると、固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込むこととなります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

誰もが安心して暮らせる環境を整備し、社会の一員として積極的に社会に参画し、自信と誇りと喜びを持って自立した生活ができるような社会づくり・意識づくりが必要です。





施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	高齢者が住みなれた環境で安心して暮らせる介護支援体制の充実	在宅医療・介護連携の機能強化を図るとともに、介護保険事業の円滑な実施に努め、介護サービスの質の向上を図る。	健康保険課 福祉課
		認知症施策や生活支援サービスの充実を図る。	地域包括支援センター 福祉課
2	高齢者の社会参加の促進	高齢者の就業機会の充実を図り、社会参加を促進する。	就労支援室 福祉課
		学習機会等の提供を通して高齢者の生きがいを支援するとともに、社会参加を促進する。	地域包括支援センター 生涯学習課
3	障がいのある人が自立できる生活の支援	自立し安心して日常生活や社会生活が営めるよう施策の充実を図る。	福祉課
		公共施設のバリアフリーを推進し、障がいのある人等の自立と社会参加を促進する。	福祉課 各課
		雇用就業対策を推進し、社会的・経済的自立を支援する。	就労支援室
4	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭が安心して暮らせる支援の推進を図る。	福祉課
5	男女の特性、視点を生かした暮らしの安全確保	全ての人が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点にたった防災・災害・防犯対策の充実を図る。	防災安全課

※4 ノーマライゼーション 障がいの有無にかかわらず、いかなる人も社会を構成する一員として、地域で共に生活を送ることができるような社会づくりを目指す理念。



## 重点目標7 「あらゆる暴力の根絶」

配偶者等からの暴力・ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっています。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等、これらは全て人権を侵害する暴力です。

特に、配偶者からの暴力は、相手だけでなく同時に子どもに向けられることや、暴力を受けている親が子どもに暴力を向けることもあります。また、子どもにとっては親が暴力を振るわれているという事実そのものが精神的虐待を意味すると指摘されており、児童虐待という子どもの人権を侵害する暴力につながります。

これらを未然に防ぐには、法令等による防止策の徹底や、たとえ親しい間柄であっても暴力を振るうことは決して許されないものである、という認識を社会全体に徹底することが大切です。そして、加害者にも被害者にもなることのないよう非暴力の啓発を進め、幼少期から、男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことが不可欠です。

また、被害者が相談しやすい相談体制の整備とその周知徹底を進めると共に、被害からの回復のための取り組み推進と的確な対応が必要であり、その背景事情に十分に配慮し、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが重要です。

さらに近年は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したりするといった悪質な事案への対策も必要となってきました。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	暴力等の防止に向けた啓発	配偶者等からの暴力等の防止に向けた広報・啓発を推進し被害防止に努める。	男女共同参画・人権室 福祉課
2	被害者に対する相談・支援体制の推進	相談窓口を設置し、被害者が相談しやすい相談体制の整備と関係機関との連携強化を図るとともに、周知徹底に努める。	男女共同参画・人権室 福祉課



## 重点目標8 「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

誰もが性別にとらわれず個性や能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する基礎となるものは、教育であり、学習です。

学校教育や社会教育において、自立や思いやりの意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。また、今日の情報化社会においては、メディアによってもたらされる情報が人々の意識や行動に大きな影響を与えていることから、様々な情報やメディアに対する能力の向上が必要となります。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	男女の共生と自立を図る学校教育の推進	幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女共生の視点に立ち、一人ひとりを大切にする意識の醸成を図るとともに、キャリア教育を推進し、自立の意識を確立させる。	福祉課 学校教育課 <small>男女共同参画・人権室</small>
2	男女共同参画を進める生涯学習の推進	性別に関わりなく、誰もが多様な選択ができ、様々な分野に意欲的に参画できるよう、男女共同参画の視点にたった学習機会を提供する。	生涯学習課 <small>男女共同参画・人権室</small>
3	メディア・リテラシー*5の向上	情報教育を推進するとともに、男女の人権を尊重した表現の働きかけを進める。	学校教育課 生涯学習課 <small>男女共同参画・人権室</small>
4	性的少数者（LGBT）への配慮	多様な性のあり方や性的少数者への理解を深め、すべての子どもたちが安心・安全に過ごせるよう啓発活動を進める。	学校教育課 <small>男女共同参画・人権室</small>

※5 メディア・リテラシー インターネットやテレビ、新聞などメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。



## 重点目標9 「国際理解と協力の推進」

近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展する中で、国境を越えた相互交流による信頼や友好、協力関係を推進し、国際社会の動向を男女共同参画社会の促進に生かすことが必要となっています。

本町では、様々な価値観や生き方に触れ、幅広いものの見方を養うことを主眼として、児童生徒を中心にアメリカ・オーストラリアなど諸外国との交流事業を実施していますが、男女共同参画の視点を取り入れた更なる充実が望まれます。

また、町内に在住する外国の人達が安心して生活できるよう、分かりやすく情報を提供して信頼関係を築いていくことが大切です。

施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	国際的な視野を持った住民の育成	国境を越えた相互交流や外国語の学習を通して、異文化への興味を育て、信頼や友好、協力関係の推進を図り、幅広いものの見方を養う。	国際交流室
2	町内に在住する外国人との交流や支援	身近で自主的な国際協力活動を支援し、互いの信頼や協力関係を育てる。	国際交流室 住民環境課 就労支援室

## 3. 計画の推進

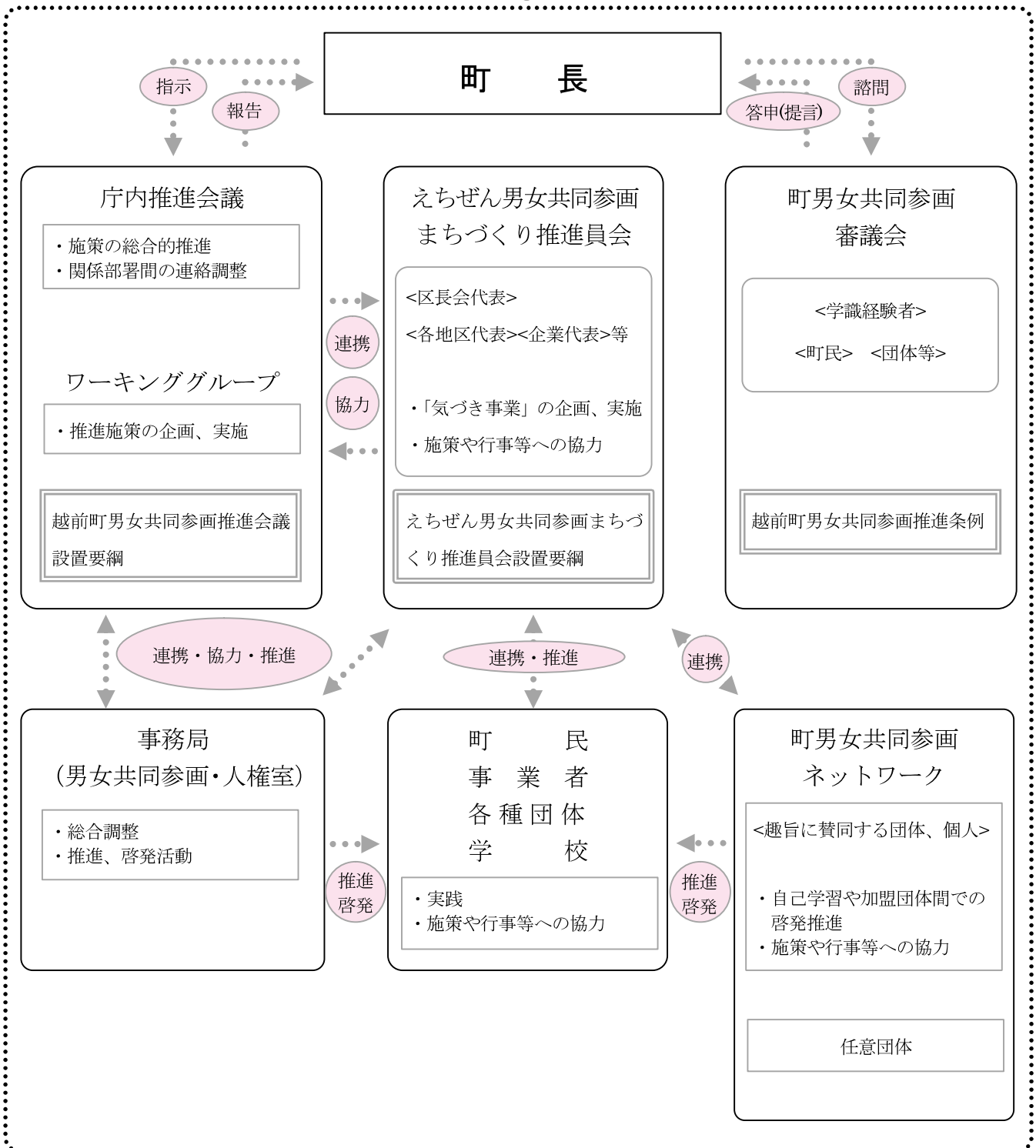
施策の方向		主な施策の内容	担当課
1	町における推進体制の整備と充実	町および庁内の推進体制の充実・強化	男女共同参画・人権室
2	あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映	「第2次えちぜん男女共同参画プラン」に基づく施策の実施および評価	各課
3	男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供	男女共同参画推進施策の実施状況等に関する報告書の作成・公表 広報誌やホームページ等による各種情報の提供	各課
4	関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	男女共同参画社会の実現を目指し、関係機関や企業、団体、町民との協力体制を強化するとともに、男女共同参画の視点に立った活動を要請していく。	各課





## 4. 越前町男女共同参画推進体制

### 男女共同参画社会の実現





# 参 考 资 料



## 資料 1

### 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。



#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。



- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

**(議長)**

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

**(経過措置)**

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄****(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄****(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）



## 資料2

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項





四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。



7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、



当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。



- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



### (協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### (秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### (政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者



第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 資料3

# 越前町男女共同参画推進条例

平成22年 3月25日公布

条例第1号

### 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画を進めるための  
基本的施策（第9条—第14条）
- 第3章 越前町男女共同参画審議会  
（第15条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条）
- 附則

### 前文

豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化が数多く存在している越前町は、その特性を活かし「人と技 海土里織りなす 快適なまち」を実現するため、町民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならないとし、男女共同参画社会基本法を制定した。そして、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策の推進を図っている。

そこで越前町でも、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

よってここに、町、町民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、事業者の連携のもと、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的言動により、相手の尊厳を傷つけ、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。





- (5) 町民 町内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
- (4) 家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
- (6) あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。

#### (町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念を十分理解し、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の連携)

第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、町が実施する男女共同参画を推進するための施策と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

#### (情報に関する配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策

#### (基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必



#### 要な事項

- 3 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する越前町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。基本計画を変更したときも、また同様とする。

#### (町民及び事業者への支援等)

第10条 町は、男女共同参画を推進するために、町民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

#### (啓発活動)

第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、地域、職場、学校、その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を積極的に行う。

#### (相談及び苦情の処理)

- 第12条 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、町長に相談及び苦情（以下「相談等」という。）を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による相談等のほか、町民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を町長に申し出ることができる。
  - 3 町長は、前2項の規定により相談等の申出を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。
  - 4 町長は、相談等に対応するにあたり必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。
  - 5 町長は、前項の調査結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。  
また、必要があると認めるときは、越前町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

#### (推進体制の整備)

第13条 町長は、男女共同参画を推進するための体制及び措置を講ずる。

#### (年次報告)

第14条 町長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 越前町男女共同参画審議会

#### (設置)

第15条 町長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、町長に答申する。

#### (組織)

- 第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、町民、事業者の代表者、学識経験者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
  - 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。



- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。



## 資料4

# 越前町男女共同参画推進条例施行規則

平成22年3月25日

規則第3号

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 相談及び苦情の処理（第2条—第4条）

第3章 越前町男女共同参画審議会（第5条—第10条）

第4章 雑則（第11条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、越前町男女共同参画推進条例（平成22年越前町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 相談及び苦情の処理

（相談及び苦情の申出）

第2条 条例第12条第1項及び第2項に規定する相談及び苦情（以下「相談等」という。）の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、相談申出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（相談等の処理）

第3条 町長は、前条に規定する相談等を処理したときは、相談の申出に対する回答書（様式第2号）により、その結果を申出者に通知するものとする。

2 町長は、相談等の処理において必要があると認めるときは、申出に係る施策を行う町の他の執行機関に対し、関係資料の提出又は説明を求めることができる。

（処理しない申出）

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する申出については、処理しないものとする。

- （1） 判決、裁判等により確定した事項
- （2） 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- （3） 議会に請願又は陳情を行った事項
- （4） 相談の申出に係る処理の結果に関する事項
- （5） この制度の趣旨から受け付けることが適当でない認められる事項



### 第3章 越前町男女共同参画審議会

#### (審議会の会長等)

第5条 条例第15条に規定する越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (審議会への関係者の出席等)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (委員の守秘義務)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

#### (委員の解職)

第9条 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解職することができる。

#### (審議会の庶務)

第10条 条例第12条に規定する相談等の申出の受付及び審議会の庶務は、男女共同参画・人権室において処理する。

### 第4章 雑則

#### (その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料5

越前町男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	氏名	性別	所属名称等	備考
1	たけむらあきこ 竹村明子	女	仁愛大学 人間学部心理学科准教授	会長
2	もりしたさだのぶ 森下定信	男	越前町商工会	副会長
3	すずききんじろう 鈴木金治郎	男	越前町区長会連合会	
4	いべたかゆき 伊部孝幸	男	丹生地区人権擁護委員会	
5	さわよしひで 澤善英	男	越前町社会教育委員の会議	
6	ささききりえ 佐々木理恵	女	越前町校長会	
7	こやままさよし 小山正善	男	えちぜん男女共同参画 まちづくり推進員会	
8	てらさかりつこ 寺坂律子	女	越前町男女共同参画 ネットワーク	
9	なかぼちエコ 仲保チエコ	女	公募者	
10	ないとうなおこ 内藤尚子	女	公募者	



## 資料6

### えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 男女がともに協力して行う住民の主体的な地域活動を通して、本町における男女共同参画社会の形成に資するため、えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会（以下「まちづくり推進員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 まちづくり推進員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画のまちづくりを推進するための方策を検討し、実施すること。
- (2) 町の男女共同参画推進基本プランの策定等について協議すること。
- (3) 町の男女共同参画に関する施策の推進に協力し、普及啓発を図ること。

(構成)

第3条 まちづくり推進員会は推進員30名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に意欲のある人
- (2) 積極的に地域において活動している人、又は活動しようとしている人
- (3) その他町長が認める者

(任期)

第4条 推進員の任期は2年間とし、期間は、前条の委嘱する日の属する翌年度末をもって終了するものとする。なお、再任は妨げないものとする。

(会長および副会長)

第5条 この会に会長1名および副会長2名を置き、推進員の互選によって定める。

- 2 会長は、必要に応じ推進員を招集し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長は、必要に応じ、推進員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 まちづくり推進員会の庶務は、男女共同参画・人権室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は平成17年 8月17日から施行する。

この要綱は平成22年12月 2日から施行する。

この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は令和 元年 9月 1日から施行する。

## 資料 7

### 越前町男女共同参画計画における SDGs の取り組みについて

2015年9月国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17の国際目標が示されています。

SDGs の取り組みは、「誰一人、取り残さない」をキーワードに、世界中で進められています。

本計画についても、「誰一人、取り残さない」をキーワードに、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」を中心に各項目を意識しながら男女共同参画を推進します。

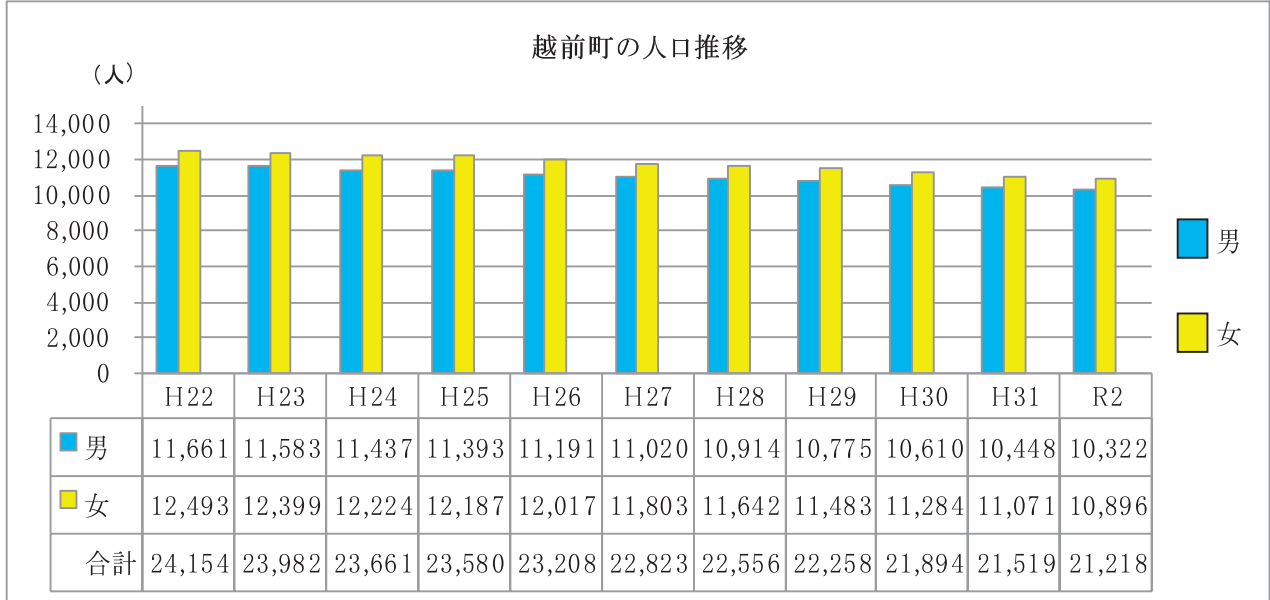




## 資料8

### (1) 人口の現状と推移

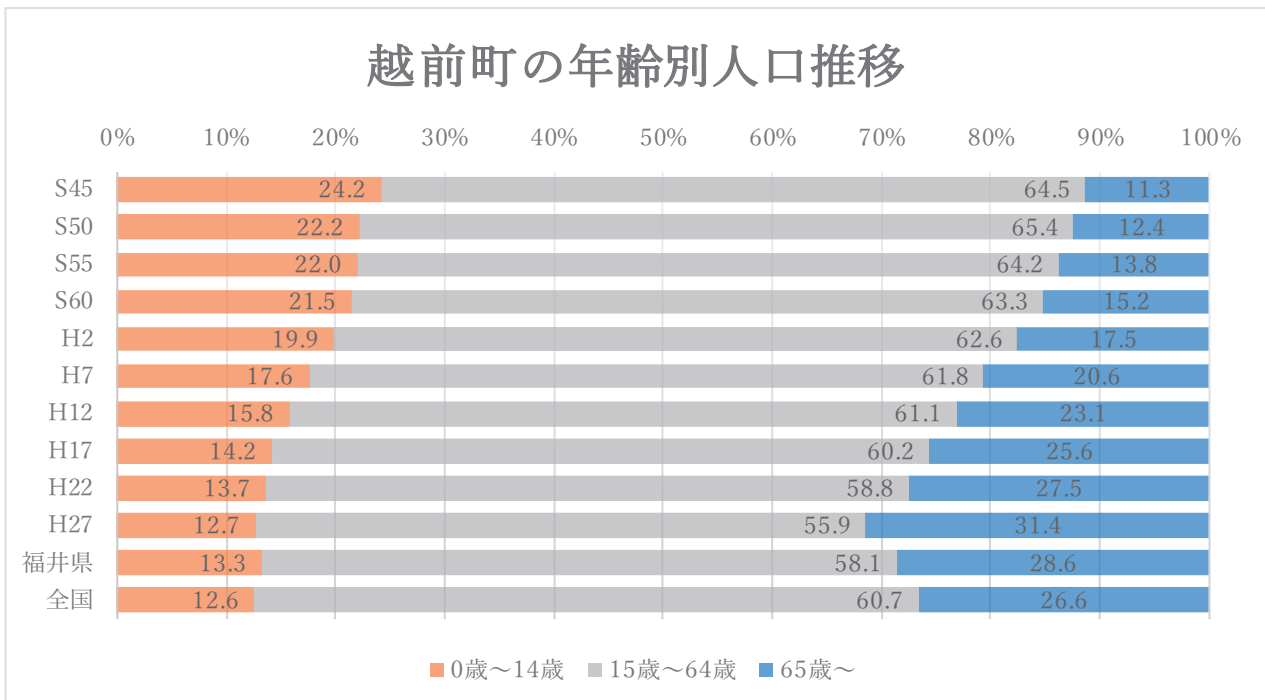
本町の人口は減少傾向で推移しています。



資料：越前町住民環境課調べ（各年4月1日 外国人を含む）

### (2) 年齢別人口の推移

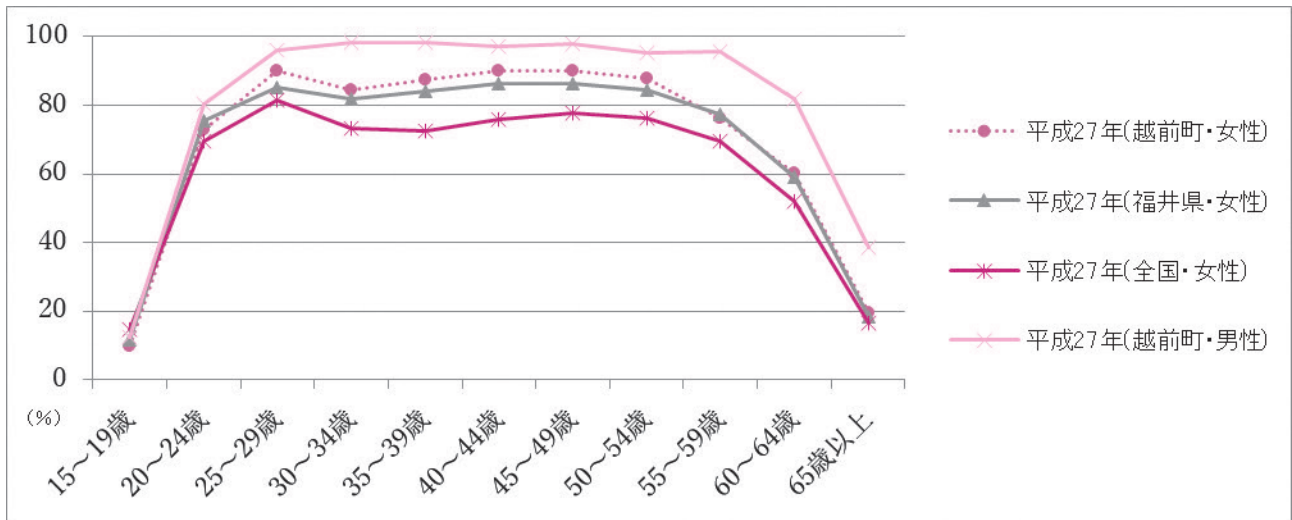
県、国に比べ年少人口の割合は低く、高齢者人口の割合は高く推移しており、生産年齢人口の割合も低くなっています。



資料：H27 国勢調査

(3) 女性の年齢別労働力率の推移

男性が台形を描くのに対し、女性は25～39歳までで、一時的に低下するM字型を描いていますが、県・国に比べカーブも浅くなっており、妊娠・出産期において働く人が多いことがうかがえます。



資料：H27 国勢調査

< 参考統計 >

項目	越前町	福井県	国	備考
3世代同居率	23.0%	15.0%	5.7%	平成27年国勢調査
核家族率	53.4%	53.0%	55.9%	平成27年国勢調査
高齢化率	34.1% (平成30年10月1日)	30.2% (平成30年10月1日)	28.1% (平成30年10月1日)	町・県：福井県の推計人口 国：人口推計
審議会等への女性登用率	31.6% (令和2年4月1日)	35.3% (平成31年3月31日)	37.1% (平成31年3月31日)	

## 資料 9

## 男女共同参画に関する越前町・福井県・日本・世界の動き

	越前町の動き	福井県の動き	日本・世界の動き
1975年 (昭和50年)			国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 第1回世界女性会議(メキシコシティ) ・総理府に婦人問題担当室設置
1978年 (昭和53年)		婦人児童課に婦人問題担当を設置	・1977年「国立婦人教育会館」開館 1979年「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)		1983年青少年婦人課に婦人対策室を設置	第2回世界女性会議(コペンハーゲン)
1985年 (昭和60年)		婦人の地位向上推進連絡会 設立	第3回世界女性会議(ナイロビ) ・「国籍法の施行」 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女性差別撤廃条約」の批准
1987年 (昭和62年)		「21世紀をめざすふくい女性プラン」県内行動計画策定	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1991年 (平成3年)			・中学校で技術・家庭科の男女共修開始
1992年 (平成4年)			・女性問題担当大臣の設置 ・「育児休業法」施行 1993年「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994年 (平成6年)			・総理府に「男女共同参画室」、「審議会」、「推進本部」設置 ・高校で家庭科の男女共修開始
1995年 (平成7年)		「福井県生活学習館」開館 (財)ふくい女性財団 設立 1998年「ふくい男女共同参画プラン」策定	第4回世界女性会議(北京) ・「育児・介護休業法」施行 ・1997年男女雇用機会均等法改正
1999年 (平成11年)			・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000年 (平成12年)	旧宮崎村 意識調査 実施	女性政策室を男女共同参画室に改称	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)	旧織田町 意識調査 実施		・内閣府に「男女共同参画局」「同会議」設置 ・「男女共同参画週間」実施 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年 (平成14年)	旧朝日町 意識調査 実施年度末 旧朝日町・宮崎村・織田町「男女共同参画プラン」策定	福井県男女共同参画推進条例公布 「福井県男女共同参画計画-ふくい男女共同参画プラン-」策定	
2003年 (平成15年)	旧織田町 男女共同参画推進室 設置旧越前町 意識調査実施 年度末 旧越前町「男女共同参画推進プラン」策定	男女共同参画室を男女参画・県民活動課に改組	・2004年「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005年 (平成17年)	新越前町誕生(町村合併) 男女共同参画室 設置 男女共同参画推進会議 設置 えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会 設置 男女共同参画ネットワーク 設立		国連「北京+10」世界関係級会合(ニューヨーク) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
2006年 (平成18年)	「えちぜん男女共同参画プラン」策定	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定 「福井県男女共同参画計画」改定	・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催
2007年 (平成19年)	男女共同参画都市宣言		
2009年 (平成21年)	町民意識調査 実施		
2010年 (平成22年)	男女共同参画推進条例 施行 越前町男女共同参画審議会 設置		・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定



## 男女共同参画に関する越前町・福井県・日本・世界の動き

	越前町の動き	福井県の動き	日本・世界の動き
2011年 (平成23年)	「えちぜん男女共同参画プラン」改定		UN Women【国連女性機関】発足
2012年 (平成24年)		「第2次福井県男女共同参画計画」策定	「改正育児介護休業法」施行
2013年 (平成25年)			「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「男女共同参画の視点から防災・復興の取り組み指針」策定
2014年 (平成26年)		「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画（第2次改訂版）」策定	「男女雇用機会均等法」改正
2015年 (平成27年)	「男女共同参画室」を「男女共同参画・人権室」に改称 男女共同参画町民意識調査を実施	「男女参画・県民活動課」を「女性活躍課」に改称	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布
2016年 (平成28年)	「第2次えちぜん男女共同参画プラン」策定		「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」の改正
2017年 (平成29年)	「男女共同参画都市宣言」10周年	「第3次福井県男女共同参画計画」策定	
2019年 (平成31年)		「女性活躍推進課」を「県民活躍課」に改称	G20 大阪首脳宣言 「女性活躍推進法」改正
2021年 (令和3年)	「第2次えちぜん男女共同参画プラン」改定		



みどり  
海土里織りなすふるさと越前町

## 男女共同参画都市宣言

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、認めあい、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちをめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. 家事・子育て・介護は家族みんなで分かち合い、協力しあう家庭づくりをめざします。
1. 昔からの役割や慣習にとらわれず、誰もが参画できる地域づくりを進めます。
1. お互いの個性を認めあい、誰もが意欲や能力を発揮できる職場づくりに努めます。
1. 幼い頃から、自立・平等の意識をはぐくみ、思いやりのある人づくりをめざします。
1. 世界の平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをめざします。

平成 19年12月 1日

越 前 町

越前町男女共同参画基本計画

第2次えちぜん男女共同参画プラン（改定）

～認めあい <sup>ひと</sup>男女の心をつなぐまち～

発行：越前町男女共同参画・人権室

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-8715(直通) FAX 0778-34-1235

E-mail danjo@town.echizen.lg.jp



越前町